

次の対象区域において、建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく認定の取消しをしましたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

また、その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月3日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域
11-012	平成24年3月27日	京都市左京区下鴨半木町1番地26, 同町1番地4の一部及び1番地5

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)